

お知らせ

年末年始のごみ収集及び  
し尿収集（汲取り）業務

について

- 年末年始の休業
- 【ごみ収集業務】  
ごみ収集業務及び廃棄物処理場は、12月31日（火）から1月5日（日）まで休みとなります。

また、名寄地区広域最終処分場については、12月31日（金）まで休みとなります。

- 【し尿収集（汲取り）業務】  
12月のし尿収集業務は20日（金）で終了となり、1月5日（日）まで休みとなります。

今年の休業は長期間となりますが、年内に収集を希望される人は、必ず12月19日（木）までお申し込みください。この日以降の申し込みについては、年明けの6日（月）以降となりますので、ご理解願います。

なお、冬期間の作業が円滑に進むよう汲取り場

所の除雪などのご協力を  
お願いします。

■お問い合わせ

- 税務住民課  
住民生活グループ  
☎4-2511内線118  
☆4-2511103

お知らせ

- 自主排雪支援事業のお知らせ  
お知らせ

個人や公区、班などの営利を目的としない人や団体が、宅地内や私道などの排雪作業を町が指定する業者へ依頼した場合、その費用の一部を助成します。

- 補助内容  
排雪ダンプに係る費用の一部を助成します。

■助成額  
10トン車  
1台6,600円のうち  
3,300円

■利用回数

1シーケン2回まで。  
(1回あたり5台分を限度とします)

度とします)

■指定業者

- 下川運輸株式会社  
(☎4-2531)  
下川建設興業株式会社  
(☎4-2597)

■申込期間等

令和2年3月26日（木）まで。

排雪作業の5日前までに建設水道課または指定業者へお申し込みください。

申込用紙等は役場総合窓口（税務住民課）にも備えてあります。

- お問い合わせ  
建設水道課  
建設・水道グループ  
☎4-2511内線253  
☆4-251106

「特設人権心配」と相談所」を開設します。

お知らせ

12月10日（人権デー）

は、国連で「世界人権宣言」が採択された日です。この日を最終日とする1週間（12月4日から10日まで）を「人権週間」と定め、「世界人権宣言」の意義を訴えるとともに、人権尊重思想の普及高揚に努めています。

申込用紙等は役場総合窓口（税務住民課）にも備えてあります。

- 筒渕忠雄  
☎4-2770  
○品地和彦  
☎4-2111  
○山崎春日  
☎4-2447

人権擁護委員は自宅での相談にも応じられません。難しい手続きはありません。秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

■お問い合わせ

- 福祉・子育て支援グループ  
☎4-2511内線122  
☆4-251104

名寄人権擁護委員協議会  
(旭川地方法務局名寄支局内)  
☎01654-2-2349

町長から推薦を受け、法務大臣から委嘱された人権擁護委員は次の皆さんです。

■場所

総合福祉センター「ハピネス」

■日時  
12月7日（土）午前10時～午後3時

広報しもかわ 2019(R1).12